



# 原発事故対策だより 第78号

【編集・発行】：桑折町生活環境課 ☎582-2123（直通）令和2年6月17発行

## 立木に係る財物賠償請求手続きについて

東京電力ホールディングス(株)では、原発事故によるしいたけ原木の出荷制限に伴い、避難指示区域以外の地域におけるしいたけ原木(広葉樹・天然林含む)に係る財物賠償を受け付けています。

まだ申請がお済みでない方は、下記の書類をご準備のうえ、福島県北森林組合までお問い合わせください。

### ■対象になる方

原発事故発生時点において該当の立木が存在する山林を所有していた個人及び中小法人

### ■賠償支払対象資産

原発事故発生時点で福島県内(避難指示区域及び双葉郡を除く)に所有していた、しいたけ原木(広葉樹・天然林含む)

### ■賠償金額

・立木の時価相当額=5円/㎡×所有する山林面積(㎡)

※天然林の割合が多く出荷実績を書面で証明できる場合には、単価が最大30円/㎡まで引き上げられます。

・請求に必要な書類取得費用などの諸費用

### ■必要書類

①森林簿交付(一部証明)申請書 【役場産業振興課の窓口で配布しています】

②平成22年度以降の固定資産課税明細書(今年度でも可)または、名寄帳(固定資産課税台帳)、いずれかの写し(コピーしたもの)2部

### ■問い合わせ先

福島県北森林組合(福島市岡部字前田137番地1)

立木賠償支援専用ダイヤル 024-573-1118または024-534-9015

受付時間 平日(月～金) 9:00～12:00 13:00～16:00

## 食品放射能濃度測定結果

※桑折町内を生産地とする食品のみ記載

(令和2年5月12日～令和2年6月8日測定)

地区	検体名	測定数	検出せず	100以下 (ba/kg)	100超 (ba/kg)
桑折地区	キャベツ、莖立ち菜、山椒、たけのこ(ゆで)、ドクダミ	各1	各1	0	0
	たけのこ(生)	1	0	1	0
	灰	1	0	0	1
	ふき	2	2	0	0
睦合地区	地竹(生)、たけのこ(生)、玉ねぎ、にんにく	各1	各1	0	0
	わらび(アク抜き済み)	2	0	2	0
伊達崎地区	キャベツ、グリーンピース、さくらんぼ、さやいんげん、さやえんどう、たけのこ(ゆで)	各1	各1	0	0
半田地区	ぜんまい(乾燥)	1	0	0	1
	たけのこ(生)	2	2	0	0
	どくだみ、ふき	各1	各1	0	0
	わらび(アク抜き済み)	4	3	1	0
	わらび(生)	3	1	2	0

(単位:件)

●項目『検出せず』は、次の場合をいいます。

①400gで測定したもの=セシウム134、137がそれぞれおよそ10ba/kg以下のとき

②1kgで測定したもの=セシウム134、137がそれぞれ10ba/kg以下のとき

●上記の数値を「検出限界値」といいます。

●検出限界値は測定された放射線量が少ないため、それが環境からの放射線か、食品からの放射線か見分けのつかない限界値の値です。

※検出限界値は、測定器周辺の環境(温度、測定量など)により変動します。

■食品はなるべく、700g以上をご持参願います。